「電算処理に係る事務処理の自己点検」の概要

令和元年7月2日 情報システム課 作成

1 実施目的

昨今、処理誤りや誤送付といった事案が相次いでいる中で、処理精度の向上 処理誤りの未然防止及び再発防止を図るためには、現行の事務処理手順を再点 検し、そこに潜む課題を解決することが必要となります。

本点検は、「人手を介した事務処理は、人為的なミスを招く可能性が高い」との共通認識のもと、電算処理に係るすべての事務処理を点検対象として、現行の処理手順における課題を発見するとともに、システムを活用することで事故の未然防止策を講じるために実施するものです。

2 自己点検の対象

令和元年7月1日時点において<u>住民基本台帳等を基礎情報として電算処理</u> を行っている事務処理が対象となります。

※22課37業務を対象に、本年6月19日付け関係各課等へ依頼済

3 自己点検の流れ

- (1) 関係各課等において、すべての電算処理に係る事務処理を抽出
- (2) (1) で抽出した事務をフローチャートにあてはめて自己点検を行うとともに、その結果を「自己点検票」に記載し情報システム課へ提出
- (3) 「自己点検票」をもとにヒアリングを実施し処理内容、処理件数及び処理 頻度などを総合的に判断して改修内容及び対応方針(優先順位)を検討

4 対応方針の分類

事務処理内容などを総合的に判断し、次の3つに分類し対応を進めます。

- (1) 早期に対応するもの
- (2) 年度内に対応するもの
- (3) 基幹系システム最適化の仕様とするもの

5 スケジュール

(1) 自己点検期間 令和元年6月19日(水)から

7月 5日(金)まで

(2) ヒアリング 7月 8日 (月) から

7月19日(金)まで

(3) 対応方針の検討等 7月 8日 (月) から

7月31日(火)まで

(4) 事業者からの見積書提出期限 8月中旬

(5) 見積書を踏まえた対応の決定 8月末

(6) 改修作業が必要な場合の対応 12月補正又は予算の執行残により対応